

平成22年度

公益認定等委員会の活動状況

内閣府公益認定等委員会

新公益法人制度施行三年目を迎えて ～民による公益の増進を目指して～

○新たな公益法人の誕生

平成20年12月に新公益法人制度が施行されて以降、各法人において認定等に向けた取組みを進めていただいていると思います。内閣府では、これまでに約900件、最近3ヶ月だけで約300件の申請を受け付けており、申請に対しては、民間による公益活動を行おうという志に基づく法人の創意工夫や自主性をできる限り尊重し、「暖かく」審査に臨み、これまでに約400件について認定等を行ってまいりました。公益認定を受けた法人には、民法制定の際（明治29年）から活動され社会への貢献を続けている法人や新たな課題への研究を支援する法人、海外からの留学生を支援する法人、環境問題に取り組んでいる法人など様々なものがあります。こういった法人が、社会の多様なニーズに応え、より良い社会の形成を担っていくことを期待しています。

○「柔軟かつ迅速」な審査

現在、内閣府では、「柔軟かつ迅速」をモットーに、申請から4ヶ月で公益認定等することを目標としており、法人の皆様の意向をできる限り尊重しながら、論点を本質的なものに絞り込んだメリハリのあるスピーディーな審査を心がけています。本年4月以降では約220件の認定等を行っています。今後も、多様で良質な公益の担い手を積極的に世に送り出していきたいという考えのもと審査・監督を進めてまいります。

○申請の早期検討のお願い

従来の公益法人からの移行期間（平成25年11月末まで）が残り3年を切りました。まだ時間的余裕を感じている法人関係者もおられるかと思えます。しかし、移行申請にあたっては、新しい定款など社員総会や理事会で決定を要する事項があり、申請後、当該事項に修正の必要が生じた場合には再度社員総会等を開催することとなるため、慎重に検討を進めていただく必要があります。準備には想定外の期間を要することもあります。内閣府では、これまでも、窓口相談の拡充や業態別説明会への講師派遣などの取組みを進めていますが、さらに申請の検討ポイントなどを解説した動画コンテンツの配信や民間の専門家を活用した相談会の地方開催など、申請サポートの充実に取り組んでいきますので、それらも活用しながら、早期に申請していただくようお願いいたします。

○今後の非営利活動への期待

個人の価値観が多様化し、社会のニーズが多岐にわたってきている時代においては、行政部門や民間営利部門だけでは様々なニーズに対応することがより困難となっており、民間非営利部門の活躍が益々期待されていると考えています。また、寄附やボランティア等の非営利活動への参加は、職場などでは経験できない自己実現の機会を増やすとともに、社会に貢献することの喜びを実感させるものになると考えています。私たちの一人ひとりの活動により、社会そのものが隅々まで活力に充ち溢れ、「寄附文化」が醸成された厚みと深みのある「全員参画型社会」になることを期待しており、公益認定等委員会としては、審査を通じて、こういった社会形成の一端を担えるよう取り組んでまいります。

目次

第1章 総論	- 1 -
第1節 新しい公益法人制度の概要	- 1 -
第2節 公益認定等委員会	- 3 -
1. 公益認定等委員会.....	- 3 -
2. 最近の取組み.....	- 4 -
3. 都道府県の合議制機関.....	- 7 -
第2章 委員会の事務処理状況	- 8 -
第1節 移行認定・移行認可・公益認定申請等	- 8 -
1. 申請等の概要.....	- 8 -
2. 事務処理状況.....	- 10 -
第2節 移行認定又は公益認定後の届出等	- 11 -
1. 変更認定申請.....	- 11 -
2. 変更届出.....	- 11 -
3. 事業計画書等の提出.....	- 11 -
4. 事業報告等の提出.....	- 12 -
5. 合併の届出等.....	- 12 -
第3節 移行認可後の届出等	- 13 -
1. 公益目的財産額の確定.....	- 13 -
2. 変更認可申請.....	- 13 -
3. 変更届出.....	- 13 -
4. 計算書類等及び公益目的支出計画実施報告書の提出.....	- 14 -
第4節 監督	- 15 -
1. 報告の徴収.....	- 15 -

付属資料

(付注)

- ◆ 公益認定等委員会の活動状況は、認定法第48条に基づき内閣府公益認定等委員会の1年間における事務処理状況を公表するとともに、併せて都道府県の合議制機関の1年間における事務処理状況や委員会の業務に関連する内閣府公益法人行政担当室の業務も記載するものである。
- ◆ 公表の対象は、平成21年12月1日から平成22年11月30日までの事務処理状況である。本報告で使用するデータは、国・都道府県が共同で運用する公益認定等総合情報システムにおける業務処理情報から算出している。
- ◆ 本報告で用いる法令の略称は、以下のとおりである。
 - ・ 法人法 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）
 - ・ 認定法 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）
 - ・ 認定法施行令 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（平成19年政令第276号）
 - ・ 認定法施行規則 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）
 - ・ 整備法 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）
 - ・ 整備法施行規則 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第69号）

なお、根拠法令の条数等を（ ）囲みの中で示す場合は、次の略式で表記している。

<例> ○○法第1条第2項第3号：○法§1Ⅱ③

第1章 総論

第1節 新しい公益法人制度の概要

平成20年12月1日に、平成18年度に成立・公布された公益法人制度改革関連3法が施行され、主務官庁の許可制による従来の公益法人制度を抜本的に改め、新たな公益法人制度が創設された。

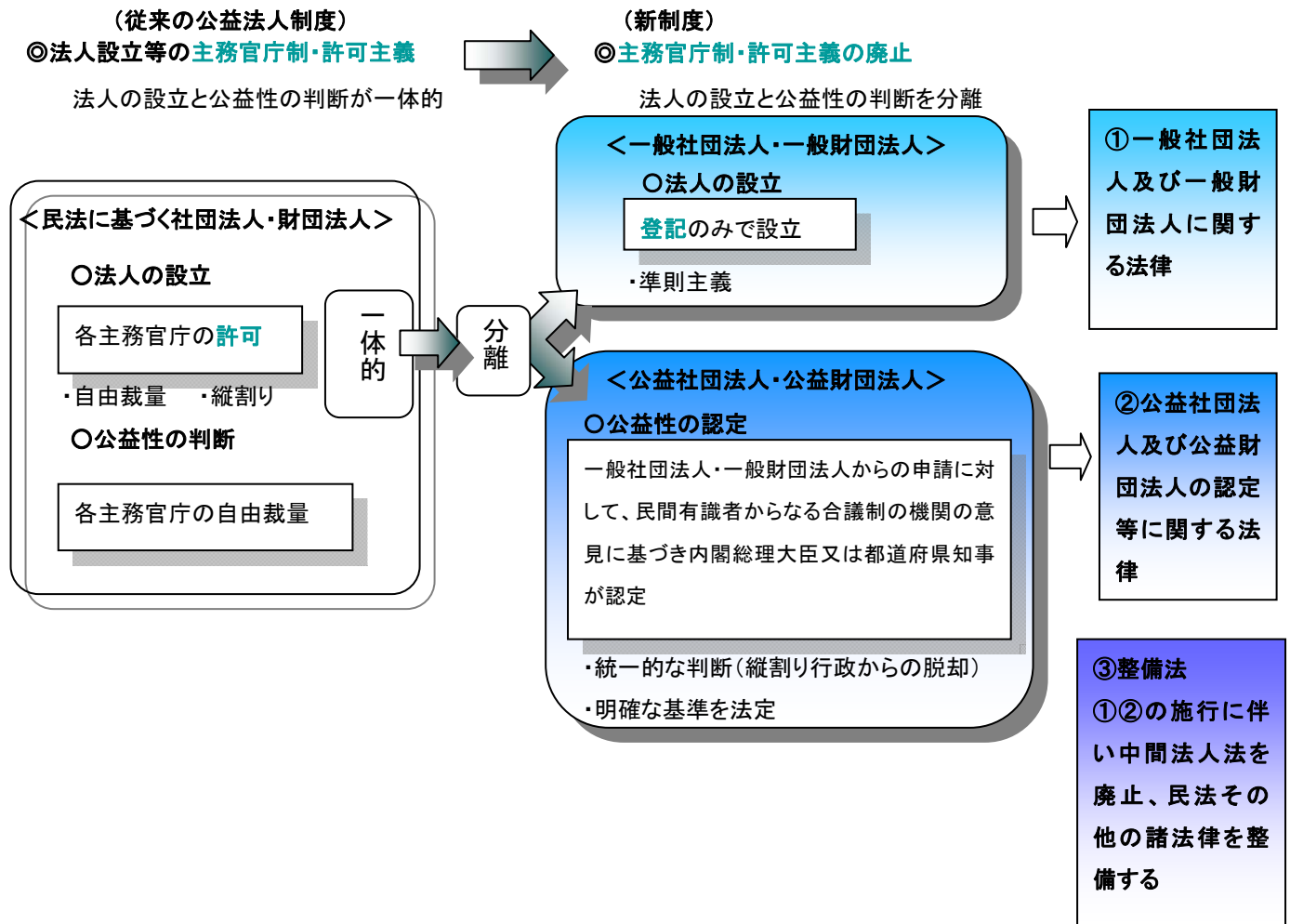
旧民法第34条に基づき設立された従来の公益法人（以下「特例民法法人」という。）は、主務官庁の許可を得て設立された民間非営利法人であり、約24,000の法人が、行政や民間営利部門では満たすことのできない社会のニーズに対応する多様なサービスを提供し、我が国の社会経済の中で大きな役割を果たしてきた。他方、公益事業とはいえないような事務・事業を実施している、理事が不適切な運営をしているなど様々な批判を受ける特例民法法人も存在したほか、主務官庁による設立許可の基準が不透明など制度への批判も生じていた。旧民法の公益法人制度は、明治29年の民法制定以来、抜本的な見直しが行われず、社会経済情勢が変化し、民間非営利部門活動がますます重要になる中で、時代の流れに対応しきれず、いわば制度疲労を起こしていたとの指摘もあったところである。

そこで、民間が担う公益を我が国の社会・経済システムの中で積極的に位置づけ、その活動を促進するとともに、これまでの公益法人について指摘された諸問題に適切に対処する観点から、公益法人制度に関する検討が重ねられ、平成18年の通常国会において、公益法人制度を約110年ぶりに抜本的に改革する公益法人制度改革関連3法が成立した。

新制度においては、法人の設立と公益性の判断を分離し、法人法の要件を満たせば、登記のみで一般社団・財団法人を設立することが可能となった。その上で、行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）が、民間有識者からなる合議制機関の意見に基づき、法令で明確に定められた公益認定の基準に適合するかを一元的に判断するとともに、公益社団・財団法人の監督を行うこととされており、制度の中立性の確保と透明性の向上が図られている。

<付属資料1>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・「新しい公益法人制度施行までの経緯」

<図1> 「公益法人制度改革の概要」



第 2 節 公益認定等委員会

1. 公益認定等委員会

新制度においては、民間有識者による合議制の機関が、公益認定等の申請に対する処分や監督処分等の手続に参与し、旧主務官庁の意向に左右されることなく実態に即した適切な判断を行う仕組みを設けることで、行政庁が行う公益認定等の申請に対する処分、監督処分等の客観性・透明性を担保し、制度に対する信頼性を確保することとされており、国においては、内閣府に、7名の委員で構成される公益認定等委員会が設置されている（平成19年4月1日設置）。

委員会の委員は、任期は3年で、人格が高潔であって、委員会の業務に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計や公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命することとされている。（認定法§35）委員は独立してその職権を行うこととされ、また、原則として在任中はその意に反して罷免されることはない等、委員の独立性が担保されている。（認定法§37・38）

公益認定等委員会は、内閣総理大臣からの諮問に応じ、①公益認定等に関する申請等に対する答申、②公益認定等に関する政令及び内閣府令の制定又は改廃の立案等に係る審議、内閣総理大臣からの委任に基づき、③公益法人等に対する監督、等を行うこととされており、平成20年12月1日の新制度施行後は、主に、公益認定等に係る内閣総理大臣からの諮問について審議し答申を行ってきている。平成20年12月1日から平成22年11月30日までの2年間で、80回（うち、この1年間で47回）の委員会を開催した。

平成22年3月の第一期委員の任期満了に伴い、委員の改選が行われ、平成22年4月1日から第二期委員会がスタートした。

- <付属資料2>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・「委員会委員名簿」
- <付属資料3>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・「委員会運営規則」
- <付属資料4>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・「審議の基本方針」
- <付属資料5>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・「審議の中立性・公正性の確保について」
- <付属資料6>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・「監督の基本的考え方」
- <付属資料7>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・「組織・事務に係る法令の概要」



2. 最近の取組み

(1) 第二期委員会の発足

平成22年4月1日から第二期公益認定等委員会がスタートした。第二期においては、第一期と同様に法人の創意工夫や自主性をできる限り尊重し、引き続き「暖かく」審査に臨むとともに、新たに申請から原則4ヶ月以内に処分することを目指し、多様な公益の担い手を積極的に世の中に送り出せるよう「柔軟かつ迅速な審査」を進めている。

(2) 各種メッセージの発出

① 大臣メッセージ

平成22年7月22日に、委員会に関する事務を担当する蓮舫内閣府特命担当大臣から、「民」による公益の増進を積極的に応援する立場から、法人関係者に向けて、「柔軟かつ迅速」をモットーにスピーディーな審査を進めていることを紹介し、早期申請の検討を勧めるメッセージが発出された。当該メッセージは、特例民法法人に向けて直接送付され（約1万5千法人）、ホームページにも掲載された。8月18日には、同様の趣旨の蓮舫大臣の動画メッセージがホームページに掲載された。また、平成23年1月1日には、法人関係者を含め一般国民に向けて、「民」による公益の増進の取組みへの協力をお願いするメッセージが発出され、7月と同様に法人向けに直接送付されるとともにホームページに掲載された。（ホームページ「公益法人 information」のトップページ又はホームページ「行政刷新」）

<付属資料8>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・「大臣メッセージ」

② 委員長談話

平成21年11月26日に、「公益法人制度施行後一年を迎えての委員長談話～民による公益の増進を目指して～」、平成22年12月1日には、「新公益法人制度施行三年目を迎えて～民による公益の増進を目指して～」を発出した。（表紙の次のページ参照）談話の中で、「柔軟かつ迅速」な審査を紹介し、申請の早期検討をお願いするとともに、「寄附文化」が醸成された社会形成に向け、委員会としても審査を通じて取り組んでいくことを表明した。

(3) 柔軟かつ迅速な審査

委員会においては、「民による公益の増進」という新公益法人制度の趣旨にかんがみ、審査に当たっては、各法人の活動実態を踏まえ、それぞれの創意工夫や自主性をできる限り尊重し、「暖かく」審査に臨んでいる。

また、本質的な論点に絞り込んでメリハリをつけた審査を図り、申請から4か月を目安としてスピーディーに審査を進めることを目指している。

平成22年4月から7月に内閣府において受け付けられた165件の申請（移行認定、移行認可及び公益認定）については、平成22年11月末時点で104件（約65%）の答申を行い、その平均審査日数は102.2日となっている。

また、平成22年10月からは、法人の希望する移行登記日に応じて、内閣府において移行認定・移行認可の処分日が調整されることにより、委員会審議の平準化を図るとともに、迅速な審査を実施している。

<付属資料9>・・・・・・・・・・「新しい公共」円卓会議における提案と制度化等に向けた政府の対応」に係る各府省の取組状況（第1回「新しい公共」推進会議（2010年10月27

日)) 資料)

① 法人に対する情報提供の充実

早期申請を促すため、委員会では法人関係者の申請に向けた検討に資するよう、各種手段により情報提供の充実を図ってきた。

ア. 申請書類の記載例公表

申請を目指す法人が移行認定等の申請書類を作成する際の参考となるよう、申請書類の記載例をホームページ「公益法人 information」で公表している。

イ. よくある誤解への回答

申請を目指す法人によく見られる誤解について、一問一答形式で分かりやすく解説し、ホームページ「公益法人 information」や公益認定等委員会だよりで公表している。

ウ. 公益認定等委員会だより

委員会から法人関係者を中心に、積極的な情報発信をしていく観点から、定期的にニュースレターとして「公益認定等委員会だより」を発行している。これまでに「委員会だより(その1)」(平成21年9月18日)から「委員会だより(その5)」(平成23年1月1日)まで発行している。以下の記事を中心に掲載し、申請作業等に係る情報提供を行ってきた。

(主な記事)

- ・大臣、委員長からのメッセージ
- ・外部の専門家による相談会など申請サポートの取組みの紹介
- ・よくある誤解についての回答
- ・申請書類に関する注意事項
- ・その他申請作業の参考となる資料

<付属資料10>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・「公益認定等委員会だより(その1～5)」

エ. ホームページ「公益法人 information」

内閣府と都道府県では、答申書・公示文書の公表や新制度等に関するFAQ・申請書類作成の手引き等、多様な情報を掲載するホームページ「公益法人 information」(<https://www.koeki-info.go.jp/>)を共同で整備・運用している。行政庁への申請・届出等に係る書類の作成及び提出を、オンラインを通じて行う電子申請機能も備えており、簡易で低コストの申請が可能となっている。

最近では、利用者の利便性を考慮し、平成22年5月及び平成23年1月に2度の改修を実施した。法人関係者がより使いやすいホームページとなるよう必要なコンテンツの配置の見直し、それに伴うトップページの改修を行ったほか、申請サポートの取組みの一環として、申請に役立つ各種資料(申請書類の記載例、よくある誤解など)を紹介する新ページの追加などを実施した。

② 相談機会の拡充

申請検討中の法人に対しては、これまでも電話や窓口による相談が内閣府において行われているが、委員会の柔軟かつ迅速な審査に向けた取組みに連携し、内閣府においても法人の検討状況に応じ、以下のように相談等の機会の拡充が図られている。

ア. 法人が開催する研修会等への講師派遣

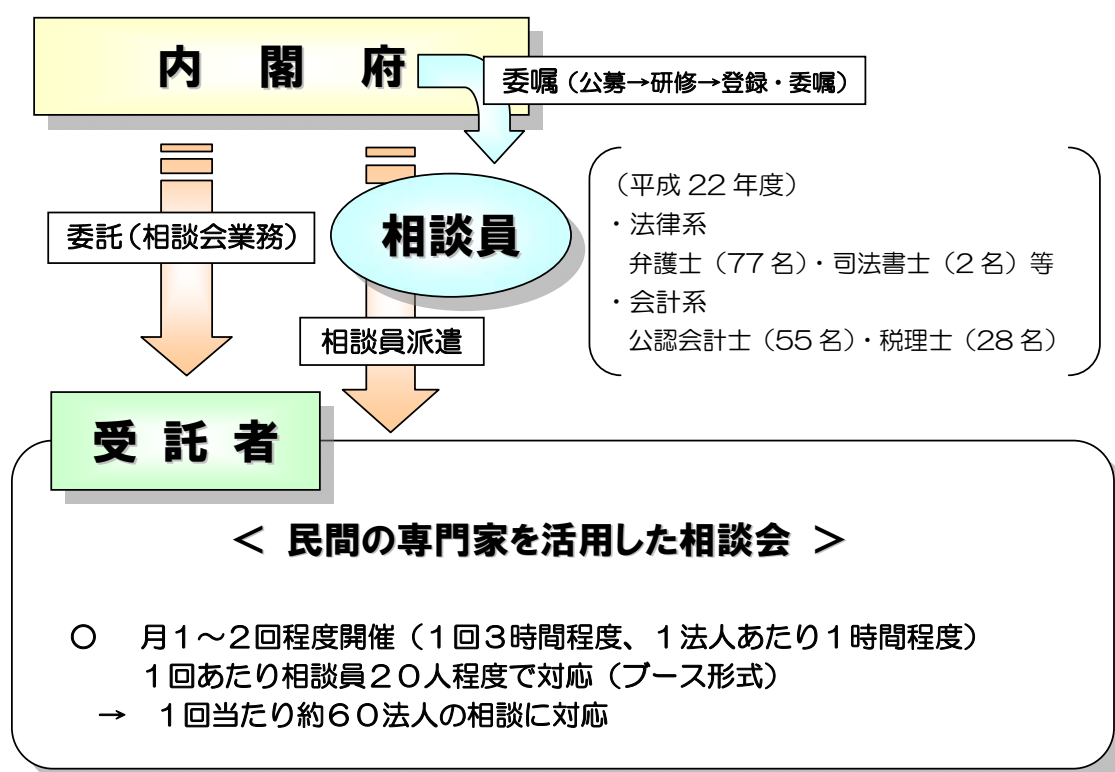
新制度の普及・啓発及び申請に向けたサポートを行うため、要望に応じ、法人等が開催する研修会等に事務局職員を講師として積極的に派遣されてきたところであるが、平成 22 年度からは、法人の事業類型に応じて開催される説明会への派遣も拡充されている。

(実績) 計 19 回実施 (平成 22 年 11 月 30 日時点)

イ. 民間の専門家を活用した相談会の開催

早期かつ適切な申請に向け、個別法人の事情に即した制度周知がより一層必要な段階に至っているため、平成 22 年度からは、内閣府が委嘱する専門家（弁護士、公認会計士、税理士等の専門的知識を有する者）を相談員とした相談会が開催されている。

(実績) 計 10 回開催、延べ 697 法人が参加 (平成 22 年 11 月 30 日時点)



ウ、法人向けの電話相談、窓口相談

法人向けの電話相談及び窓口相談が実施されている。なお、窓口相談の受付については、受付電話が集中し、電話がつながらないなどの指摘があったため、これまでの電話によるものから、インターネット等を活用した「窓口相談受付システム」に改め、平成22年11月相談分から運用が開始された。

<付属資料11>・・・「相談連絡先一覧」

③ その他

新しい公益法人制度への円滑な移行に関するアンケート

特例民法法人のうち、平成22年9月時点で国が所管し、かつ、移行認定・移行認可のいずれの申請も行っていない法人（6,051法人）に対し、申請予定年度、申請予定先行政庁、現在の検討状況等を把握するため、内閣府においてアンケートが実施された。

（アンケート調査の概要）

調査数：6,051法人

回収数：3,509法人（回収率：約59%）※中間集計結果

調査期間：平成22年9月13日～24日

調査方法：電子メール、FAX又は郵送

<付属資料12>・・・「新しい公益法人制度への円滑な移行に関するアンケート 中間集計結果」

3. 都道府県の合議制機関

（1）都道府県の合議制機関の概要

都道府県においても、認定法の規定に基づき、合議制の機関が設置されており、公益認定等に係る都道府県知事からの諮問について審議し、答申を行うとともに、公益法人等に対する監督を実施している。

<付属資料13>・・・「都道府県の合議制機関名簿」

（2）委員会と都道府県の合議制機関との連携

新制度においては、法に基づく制度の実施に当たっては、地域間の均衡を図る必要があるため、新制度における委員会等の役割や、審査のあり方について理解を深め、委員相互の意思疎通を図るべく、公益認定等委員会の委員と都道府県の合議制機関の委員による意見交換会を全国7ブロックで実施するとともに、都道府県向けの説明会や電子システムを活用した情報共有を進めた。

第2章 委員会の事務処理状況

第1節 移行認定・移行認可・公益認定申請等

1. 申請等の概要

(1) 移行認定申請

特例民法法人が新制度の公益法人、すなわち公益社団法人又は公益財団法人への移行を希望する場合は、移行期間(平成20年12月1日から平成25年11月30日までの5年間をいう。以下同じ。)中に、所要の申請書を行政庁に提出して、行政庁の認定(以下「移行認定」という。)を受ける必要がある。(整備法§44、99、103)

(2) 移行認可申請

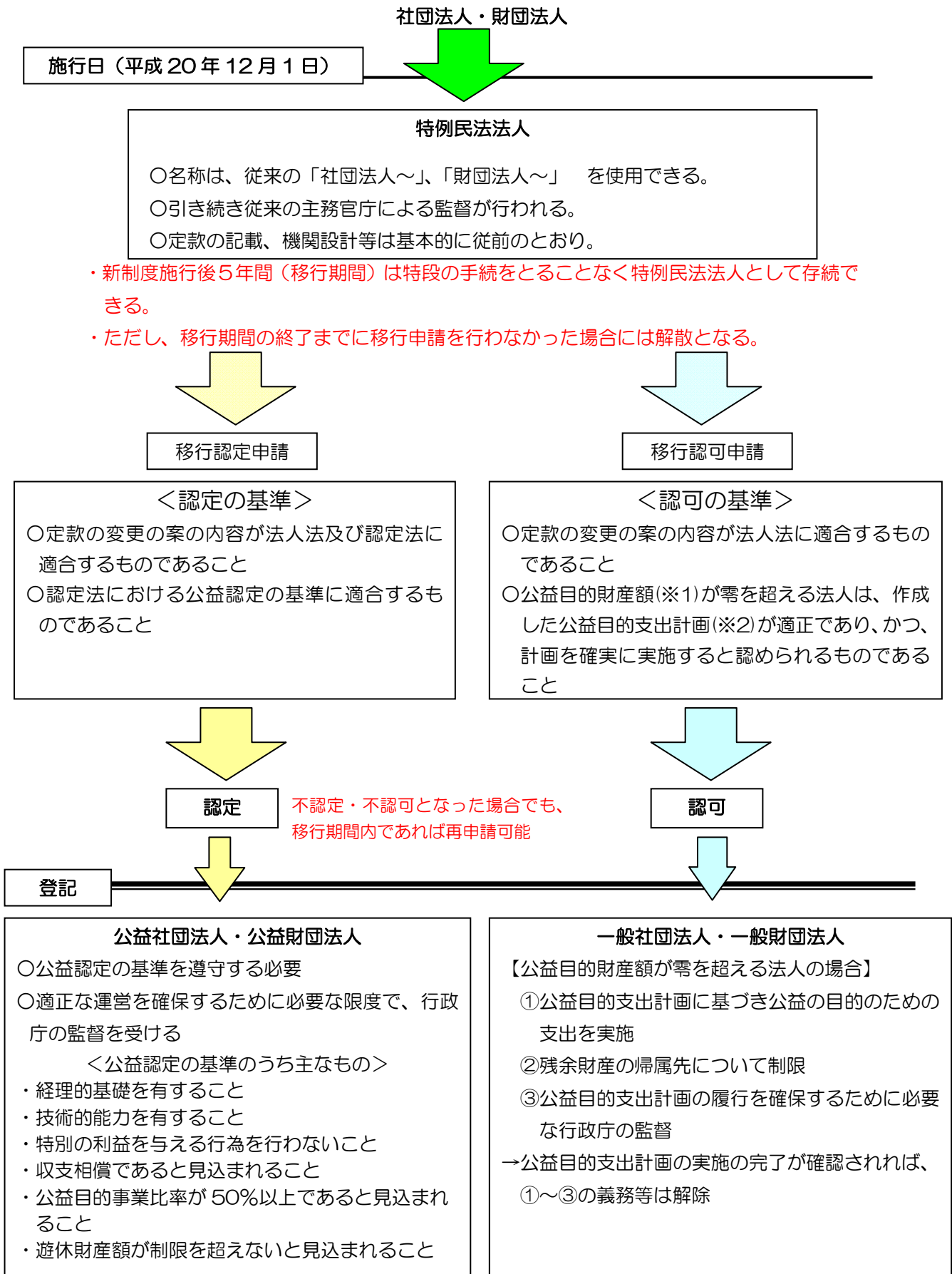
特例民法法人が新制度の一般法人、すなわち一般社団法人又は一般財団法人への移行を希望する場合は、移行期間中に、所要の申請書を行政庁に提出して、行政庁の認可(以下「移行認可」という。)を受ける必要がある。(整備法§45、115、120)

(3) 移行登記完了届出

特例民法法人が公益法人への移行認定又は一般法人への移行認可を受けたときは、当該特例民法法人についての解散の登記及び名称変更後の公益法人又は一般法人についての設立の登記を行う必要がある。(整備法§106Ⅰ)

そして、当該解散の登記及び設立の登記をした後、登記事項証明書を添付して、遅滞なく行政庁にその旨を届け出る必要がある。(整備法§106Ⅱ)

＜図2＞ 「移行措置の概要」



（※1）法人の移行時の純資産額を基礎に計算した額

（※2）公益目的財産額に相当する金額を公益の目的のために消費していく計画

(4) 公益認定申請

公益目的事業を行う一般法人が公益認定を希望する場合は、所要の申請書を行政庁に提出して、行政庁の認定（以下「公益認定」という。）を受けることができる。（認定法§4、7）この申請は、特例民法法人からの移行認定又は移行認可の申請と異なり、移行期間中に限られない。

なお、行政庁は、移行認定・移行認可・公益認定申請に対する処分を行う場合には、欠格事由に該当する場合等を除き、公益認定等委員会又は都道府県の合議制の機関（以下、「委員会等」という。）に諮問しなければならない。（認定法§43I①、整備法133II）

2. 事務処理状況

平成21年12月1日から平成22年11月30日までの1年間における、上記の申請等に係る国・都道府県への申請・届出、諮問、答申及び処分の件数は、表1のとおりである。

なお、具体の答申書・公示文書については、ホームページ「公益法人 information」において参照することができる。

<表1> 「国・都道府県別事務処理区分別件数」

	移行認定申請				移行認可申請				公益認定申請			
	申請件数	諮問件数	答申件数	処分件数	申請件数	諮問件数	答申件数	処分件数	申請件数	諮問件数	答申件数	処分件数
内閣府	435	238	236	232	172	67	60	54	30	34	35	33
北海道	17	14	15	14	14	13	11	11	0	1	1	1
青森県	8	7	6	6	7	2	2	2	0	0	0	0
岩手県	10	3	1	1	2	1	1	1	0	0	0	0
宮城県	7	7	7	7	1	0	0	0	0	0	0	0
秋田県	2	0	0	0	3	2	2	2	0	0	0	0
山形県	6	0	0	0	6	3	3	3	0	0	0	0
福島県	14	10	4	4	3	1	1	1	0	0	0	0
茨城県	5	1	1	1	2	1	1	1	0	0	0	0
栃木県	3	2	2	2	2	1	1	1	0	0	0	0
群馬県	6	4	4	4	4	2	3	3	0	0	0	0
埼玉県	11	4	4	4	2	0	0	0	1	0	0	0
千葉県	21	6	4	3	6	2	2	2	0	0	0	0
東京都	128	73	73	34	25	16	16	12	2	2	2	1
神奈川県	38	23	11	11	5	3	1	1	3	2	1	1
新潟県	13	12	7	6	3	2	2	0	0	0	0	0
富山県	5	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
石川県	12	8	9	7	4	1	1	1	1	1	1	1
福井県	3	2	2	2	1	1	1	1	0	0	0	0
山梨県	8	6	6	5	3	2	1	1	0	0	0	0
長野県	25	4	4	4	10	3	3	3	1	0	0	0
岐阜県	15	10	7	6	11	9	4	1	0	0	0	0
静岡県	7	6	5	5	7	5	3	3	0	0	0	0
愛知県	5	4	4	4	1	1	1	0	0	0	0	0
三重県	7	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀県	36	14	11	9	3	2	1	0	0	0	0	0
京都府	69	13	12	10	3	1	1	1	3	1	1	1
大阪府	21	13	11	9	8	3	3	2	0	0	0	0
兵庫県	33	20	20	20	15	6	7	7	1	0	1	1
奈良県	27	3	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0
和歌山県	7	3	3	3	0	0	0	0	1	1	1	1
鳥取県	0	0	0	0	2	1	1	1	0	0	0	0
島根県	9	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
岡山県	6	4	2	2	6	0	0	0	0	0	0	0
広島県	36	13	13	10	13	4	4	4	2	1	1	1
山口県	2	0	0	0	4	2	2	2	0	0	0	0
徳島県	20	7	5	4	1	1	1	0	1	0	0	0
香川県	13	13	8	8	3	2	1	1	1	1	1	1
愛媛県	13	6	6	5	1	0	0	0	0	0	0	0
高知県	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	24	11	11	10	3	2	2	2	2	0	0	0
佐賀県	4	2	2	2	0	0	0	0	1	1	1	1
長崎県	4	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県	8	2	3	3	5	1	1	1	0	0	0	0
大分県	6	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県	3	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	10	11	10	8	1	1	1	1	1	1	1	1
沖縄県	3	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1
全国合計	1,167	594	544	480	369	167	148	129	52	47	48	46
都道府県計	732	356	308	248	197	100	88	75	22	13	13	13

(参考) 事務処理区分別件数(平成20年12月1日から平成22年11月30日までの2年間)

	移行認定申請				移行認可申請				公益認定申請			
	申請件数	諮問件数	答申件数	処分件数	申請件数	諮問件数	答申件数	処分件数	申請件数	諮問件数	答申件数	処分件数
内閣府	564	278	274	267	215	78	71	63	54	45	44	42
全国合計	1,405	683	620	553	424	189	167	147	94	68	66	63
都道府県計	841	405	346	286	209	111	96	84	40	23	22	21

※ 申請件数は、全申請件数から取下げのあった件数を除した申請法人数を示す。

<付属資料14> 平成22年11月30日までに移行の認定・認可等を受けた法人の一覧

第2節 移行認定又は公益認定後の届出等

1. 変更認定申請

(1) 概要

公益法人は、一定の事項（ex.公益目的事業の種類又は内容）を変更する場合は、変更前にあらかじめ、所要の申請書を行政庁に提出して、その認定（以下「変更認定」という。）を受ける必要がある。（認定法§11I）

行政庁は、変更認定の申請に対する処分を行う場合には、委員会等に諮問しなければならないこととされている。（認定法§43I①）

(2) 事務処理状況

平成21年12月1日から平成22年11月30日までの1年間に、内閣府へ9件、都道府県へ14件の申請が行われ、うち内閣府の8件について認定の答申を行い、都道府県の9件についてそれぞれの合議制機関から認定の答申が行われている。また、制度施行の平成20年12月1日から平成22年11月30日までの2年間では、内閣府へ10件、都道府県へ14件の合計24件の申請がなされている。うち内閣府の9件について認定の答申を行い、都道府県の10件についてそれぞれの合議制機関から認定の答申が行われている。

2. 変更届出

(1) 概要

変更認定の必要がない場合であっても、公益法人は、一定の事項（ex.認定法施行規則§7の事項、名称又は代表者の氏名）に変更があった場合には、遅滞なく、行政庁に届け出る（以下「公益法人による変更届出」という。）必要がある。（認定法§13）

行政庁は、公益法人による変更届出の提出があった場合には、その写しを委員会等に送付しなければならないこととされている。（認定法§45I）

(2) 事務処理状況

平成21年12月1日から平成22年11月30日までの1年間に、内閣府へ213件、都道府県へ204件の合計417件の届出がなされている。また、制度施行の平成20年12月1日から平成22年11月30日までの2年間では、内閣府へ230件、都道府県へ225件の合計455件の届出がなされている。

3. 事業計画書等の提出

(1) 概要

公益法人は、毎事業年度開始の日の前日までに、当該事業年度の事業計画書、収支予算書及び資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書等」という。）を作成し、行政庁へ提出する必要がある。（認定法§21I、22I）

行政庁は、事業計画書等の提出があった場合には、その写しを委員会等に送付しなければならないこととされている。（認定法§45I）

(2) 事務処理状況

平成21年12月1日から平成22年11月30日までの1年間に、内閣府へ84件、都道府県へ77の合計161件の提出がなされている。また、制度施行の平成20年12月1日から平成22年11月30日までの2年間では、内閣府へ86件、都道府県へ78件の合計164件の提出がなされている。

4. 事業報告等の提出

(1) 概要

公益法人は、毎事業年度経過後3ヶ月以内に、当該事業年度の財産目録、役員等名簿、役員等の報酬等の支給の基準を記載した書類、キャッシュ・フロー計算書、運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類、社員名簿並びに法人法で定める計算書類等（以下「事業報告等」という。）を作成し、行政庁に提出する必要がある。（認定法§21Ⅱ・§22Ⅰ）

行政庁は、事業報告の提出があった場合には、その写しを委員会等に送付しなければならないこととされている。（認定法§45Ⅰ）

(2) 事務処理状況

平成21年12月1日から平成22年11月30日までの1年間に、内閣府へ72件、都道府県へ69件の合計141件の提出がなされている。また、制度施行の平成20年12月1日から平成22年11月30日までの2年間では、内閣府へ74件、都道府県へ71件の合計145件の提出がなされている。

5. 合併の届出等

(1) 概要

公益法人は、合併をしようとするときは、あらかじめ、その旨を行政庁に届け出る必要がある（認定法§24Ⅰ）。また、公益法人が合併により消滅する法人となる新設合併契約を締結したときは、当該公益法人は、当該新設合併により設立する法人が当該新設合併により消滅する公益法人の地位を承継することについて、行政庁の認可を申請することができる。（認定法§25Ⅰ）

行政庁は、合併の届出があった場合には、その写しを委員会等に送付しなければならないこととされている。（認定法§45Ⅰ）また、消滅公益法人の地位承継の認可申請に対する処分を行う場合には、委員会等に諮問しなければならないこととされている。（認定法§43Ⅰ①）

(2) 事務処理状況

平成21年12月1日から平成22年11月30日までの1年間に、内閣府へ2件、都道府県へ1件の合計3件の届出がなされ、内閣府へ1件の認可申請がなされている。

第3節 移行認可後の届出等

1. 公益目的財産額の確定

(1) 概要

移行法人(移行認可を受けて移行の登記をした一般法人であって公益目的支出計画の実施の完了の確認を受けていないものをいう。以下同じ。)は、移行の登記の日の前日を算定日として、同日の貸借対照表に基づき公益目的財産額(確定額)を再度算定し、移行の登記の日から3ヶ月以内に、公益目的財産額等の確定に係る必要書類を行政庁に提出する必要がある。(整備法施行規則§33)。

(2) 事務処理状況

平成21年12月1日から平成22年11月30日までの1年間に、内閣府へ34件、都道府県へ53件の合計87件の提出がなされている。また、制度施行の平成20年12月1日から平成22年11月30日までの2年間では、内閣府へ39件、都道府県へ58件の合計97件の提出がなされている。

2. 変更認可申請

(1) 概要

移行法人は、公益目的支出計画の変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、変更前あらかじめ、所要の申請書を認可行政庁に提出して、その認可(以下「変更認可」という。)を受ける必要がある。(整備法§125Ⅰ)

行政庁は、変更認可の申請に対する処分を行う場合には、委員会等に諮問しなければならないこととされている。(整備法§133Ⅲ①)

(2) 事務処理状況

平成21年12月1日から平成22年11月30日までの1年間に、内閣府へ1件、都道府県へ1件の合計2件の申請が行われ、うち都道府県への申請1件について、認可の答申が行われている。

3. 変更届出

(1) 概要

移行法人は、公益目的支出計画や、法人の名称等、整備法等で定める一定の事項(ex 収支見込み)に係る変更について、移行認可を受けた行政庁(以下「認可行政庁」という。)に対し、事前又は事後に届け出る(以下「移行法人による変更届出」という。)必要がある。(整備法§125Ⅲ等)

認可行政庁は、移行法人による変更届出の提出があった場合には、その写しを委員会等に送付しなければならないこととされている。(整備法§135Ⅰ)

(2) 事務処理状況

平成21年12月1日から平成22年11月30日までの1年間に、内閣府へ6件、都道府県へ2件の合計8件の届出がなされている。また、制度施行の平成20年12月1日から平成22年11月

30日までの2年間では、内閣府へ10件、都道府県へ5件の合計15件の届出がなされている。

4. 計算書類等及び公益目的支出計画実施報告書の提出

(1) 概要

移行法人は、毎事業年度の経過後3か月以内に、当該事業年度の計算書類等及び公益目的支出計画実施報告書を許認可行政庁に提出しなければならない。(整備法§127Ⅲ)。

認可行政庁は、移行法人による計算書類等及び公益目的支出計画実施報告書の提出があった場合には、その写しを委員会等に送付しなければならないこととされている。(整備法§135Ⅰ)

(2) 事務処理状況

平成21年12月1日から平成22年11月30日までの1年間に、内閣府へ10件、都道府県へ12件の合計22件の届出がなされている。

第4節 監督

1. 報告の徴収

(1) 概要

移行認定又は公益認定を受けた法人については、法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、当該法人に対し、その運営組織及び事業活動の状況に関し必要な報告を求め、又は当該法人の事務所に立ち入り、その運営組織及び事業活動の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。(認定法 § 27 I・ § 59 I)

また、移行法人については、公益目的支出計画の適正な履行を図る観点から必要な限度において、当該移行法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告を求め、当該移行法人の事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。(整備法 § 128 I)

(2) 事務処理状況

公益法人に対して、平成 21 年 12 月 1 日から平成 22 年 11 月 30 日までの 1 年間に、委員会から 4 件の報告を求めている。(移行法人については未実施)